号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第六十七号) の施行に伴い、

関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活用製品安全法施行令の一 部改正

第一 条 消費生活用製品安全法施行令 (昭和 .四十九年政令第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条を第二十条とする。

第十七条第一項及び第二項中「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号」に改め、 同条第八項中

「者」の下に「(特定輸入事業者である届出事業者を除く。)」を加え、 同項を同条第十一項とし、 同

第七項中「第三十二条の十六及び第三十二条の二十」を「第三十二条の十八及び第三十二条の二十二」に

改め、 同項を同条第十項とし、 同条第六項中「第三十二条の二」を「第三十二条の四」に改め、 同項を同

条第九項とし、 同条第五項中 「所在地」 の下に「(特定輸入事業者である届出事業者にあつては、 その 玉

内管理人の事務所、 事業場、 店舗又は倉庫の所在地)」 を加え、 同項を同条第八項とし、 同条第四 |項中

令で定める要件に該当する者を除く。)」を加え、 「から第十条まで」を「、 第九条」に改め、 「届出事業者」の下に「(法第六条第四号に規定する主務省 同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加え

る。

7 6 当該国<sub>-</sub> 又は倉 権限であつて、 権限であつて、 の経済産業局 法第六条、 法第六条、 内管理人の事 庫が一の経済産業局 第七条第二項、 第七条第二項、 の管轄区域内のみにある届出事業者 一の届出区分に属する特定製品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が 一の届出区分に属する特定製品 務所、 事 の管轄区域内 第八条、 第八条、 業場、 店舗又は倉庫 第九条及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の 第九条及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣 のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するも の輸入の事業に係る国内管理人の の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。 (法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に 事務所、 事 業場、 0 は 店舗  $\mathcal{O}$ 

行うものとする。 該当する者に限る。 に関するものは、 その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が

第十七条第三項中 「から第十条まで」を「、 第九条」に改め、 「次項」 の下に「から第七項まで」を、

「届出事業者」の下に「(法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に該当する者を除く。)」を

加え、 同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3

法第四条第三項第四号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、 古物営業法 (昭和二十四年法律

第百八号)第二条第一項に規定する古物である子供用特定製品 の販売の事業に係る事務所、 事業場、 店

舗又は倉庫が の経済産業局の管轄区域内 のみにある者に関するものは、 その事務所、 事業場、 店舗又

第十七条に次の一項を加える。

は

倉庫

の所在は

地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

12 法第四十条第一項、 第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であ

特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するものは、 当該国内管理人の 事務

所、 事業場、 店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。 ただし、 経済産業大臣

が自らその権限を行うことを妨げない。

第十七条を第十九条とする。

第十六条中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、 同条を第十八条とする。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

え、 中 十二条の六第一項」を「第三十二条の八第一項」に、 条の八第一項」に、 同条第四項中「に関する事項及び」を「、法第四十六条の二の規定による公表及び」に改め、 よる命令並びに法第三十九条の二第一項の規定による要請」に、 「法第三十三条の規定による情報の収集、」を加え、 「立入検査」の下に「、公表」を加え、 第十三条第一項中「並びに法第三十九条第一項の規定による命令」を「、法第三十九条第一項の規定に 「第三十二条の六第一項」を「第三十二条の八第一項」に改め、 法第三十九条第一項の規定による命令並びに法第三十九条の二第一項の規定による要請」に、 同条第三項中 」に改め、 「第三十二条の二十一第一項」を「第三十二条の二十三第一項」に、 「第三十二条の二十一第一項」を「第三十二条の二十三第一項」に改め、 「による命令」の下に「並びに法第三十九条の二第一項の規定による要請」 同条第六項中「第五十四条第一項第三号に定める事項 「並びに法第三十九条第一項の規定による命令」を 「第三十二条の二十一第一項」を「第三十二条の二 「第三十二条の六第一項」を「第三十二 「公表」の下に 「に関する事 「要請並 同項各号中 同条第二項 つの下に を加え、 項 びに」を 「第三 を加

十三第一項」に改め、

同条に次の一項を加える。

7 法第四十六条の二の規定による主務省令は、 第四項に規定する主務大臣の発する命令とする。

第十三条を第十五条とする。

第十二条第二項中「行う者」の下に「(届出事業者を除く。)」を加え、 「(届出事業者にあつては、

型式)」及び「(届出事業者にあつては、 法第六条第四号の措置に関する事項を含む。)」 を削り、 同条

中第六項を第八項とし、 第五 項の次に次の二項を加える。

6

法第四十条第

項の規定により主務大臣が

湢

出事業者に対し報告をさせることができる事項は、

その

製造又は輸入に係る特定製品 の型式、 数量、 製造又は保管若しくは販売 の場所、 検査 記 録 の内容、 主た

る販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関す

る事項その他当該特定製品 の製造又は輸入の業務に関する事項 (法第六条第五号の措置に関する事項を

含み、 特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。)とする。

7 法第四十条第一 項の規定により主務大臣が特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対し 報告

をさせることができる事項は、 当該届 出事業者の輸入に係る特定製品 の検査記録 ぶの写し O内容その 他 当

該国内管理人の業務に関する事項並びに当該特定製品の型式、 数量、 製造又は保管若しくは販売 の場

所、 検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止

のために講じた措置に関する事項その他当該特定製品の輸入の業務に関する届出事業者の業務に関する

事項(法第六条第五号の措置に関する事項を含む。)とする。

第十二条を第十四条とする。

第十一条中「第三十九条第一項」の下に「及び第三十九条の二第一項」を加え、 同条を第十三条とす

る。

第十条を第十二条とし、第七条から第九条までを二条ずつ繰り下げる。

第六条第一号中「第一号」の下に「及び第十三号」を加え、同条を第八条とする。

第五条中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加え

る。

(取引デジタルプラットフォームにおける消費生活用製品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定す

る方法)

第七条 法第二条第八項第二号の政令で定める方法は、 次の各号のいずれかの方法とする。

当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、 消費生活用製品の製造、 輸入又は販

売の事業を行う者が特定の消費生活用製品の販売価格を設定し、 当該消費生活用製品の販売価格によ

り契約の相手方となることを条件として一般消費者による契約の相手方となることの申出 (以下この

号において 「申出」という。)を誘引し、 般消費者から当該条件に適合する申出があつた場合に

は、 他 ... つ 般消費者 の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした一般消費者を当該契約

の相手方と決定する方法

第四条中 「第二条第五項」を「第二条第六項」に改め、 同条を第五条とする。

第三条中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、 同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(子供用特定製品)

第三条 法第二条第四項の子供用特定製品は、 別表第一第三号及び第十三号に掲げる特定製品とする。

別表第一中「第六条」を「第三条、 第八条」 に改め、 同表に次の一号を加える。

十三 乳幼児用玩具(主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的

として設計したものに限る。)

別表第二中「第七条」を「第九条」に改める。

別表第三中「第三条」を「第四条」に改める。

別表第四中「第十八条」を「第二十条」に改める。

(ガス事業法施行令の一部改正)

第二条 ガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十条第四項」を「第二十一条第四項」に改める。

第八条第一項中「第十八条第六項及び第二十条第四項」を「第十九条第六項及び第二十一条第四項」に

改める。

第九条第一項中 「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

第二十一条中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改め、 同条を第二十二条とする。

第二十条第四項ただし書中「、 第五号、第六号」を「から第六号まで」に、「第二十四号、第二十九

三十七号とし、 号、第三十号、第三十三号及び第三十四号」を「第二十六号、第三十一号から第三十三号まで、第三十六 とし、第三十一号を第三十四号とし、 号及び第三十七号」に改め、 を除く。)」を加え、同号を同表第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。 の国内管理人の事業場の所在地)」を加え、 条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。)」を加え、 「いう。」の下に「次号及び第二十五号において同じ。」を、「届出事業者」の下に「(法第百四十 同表第三十三号中「所在地」の下に「(特定輸入事業者である届出事業者にあつては、そ 同項の表第二十三号中「から第百四十四条まで」を「、第百四十三条」に改 同表第三十号中「者」の下に「(特定輸入事業者である届出事業者 同号を同表第三十六号とし、 同表中第三十二号を第三十五号 同表中第三十四号を第

三十三 法第百七十三条第一項の規定に基づく権限であつて、特定輸入事業 者である届出事業者及びその国内管理人に関するもの

当該国内管理人の事

第二十条第四項の表第二十九号 (六)中「者」の下に「(特定輸入事業者である届出事業者を除

く。)」を加え、同号に次のように加える。

七 特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するもの

| 当該国内管理人の事

業場の所在地を管轄

する経済産業局長

第二十条第四項の表中第二十九号を第三十一号とし、第二十五号から第二十八号までを二号ずつ繰り下

げ、 同表第二十四号中 「所在地」 の下に「(特定輸入事業者である届出事業者にあつては、 その 国内管理

人の事業場の所在地) を加え、 同号を同表第二十六号とし、 同表第二十三号の次に次の二号を加える。

二 十 四 法第百四十条、 第百四十一条第二項、第百四十二条、 第百四十三条 当該国内管理人の事

及び第百四十五条第一項第一号の規定に基づく権限であつて、一の届出区

業場

の所在地を管轄

分に属するガス用品の輸入の事業に係る国内管理人の事業場が一の経済産 する経済産業局長

業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するも

0

二 十 五 法第百四十条、 第百四十一条第二項、 第百四十二条、 第百四十三条

及び第百四十五条第一項第一号の規定に基づく権限であつて、 一の届出区

本店又は主たる事務

所の所在地を管轄す

分に属するガス用品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が る経済産業局長

の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者 (法第百四十条第四号

に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。) に関するも

0

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条第一項第三号中「第二十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、

同条第七項中「行う者」

の下に「(届出事業者を除く。)」を加え、 (届出事業者にあつては、 型式)」を削り、 同条に次の二

項を加える。

9 法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣が届出事業者に対し報告をさせることができる事項

は、 その製造又は輸入に係るガス用品 の型式、 数量、 製造又は保管若しくは販売の場所、 検査: 記録の内

容、 主たる販売先並びに当該ガ ス用品の の使用に伴い発生した災害及びその再発の防 止 のために講じた措

置に関する事項その他当該ガス用 品 の製造又は輸入の業務に関する事項 (特定輸入事業者である届出事

業者にあつては、 その国内管理人に関する事項を含む。)とする。

法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣が特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に

対し報告をさせることができる事項は、当該届出事業者の輸入に係るガス用品の検査記録の写しの内容

その他当該国内管理人の業務に関する事項並びに当該ガス用品の型式、 数量、 製造又は保管若しくは 販

売の場所、 検査記録の内容、 主たる販売先並びに当該ガス用品 の使用に伴い発生した災害及びその再発

の防 止 のために講じた措置に関する事項その他当該ガス用品 の輸入の業務に関する届出事業者の事業に

関する事項とする。

第十八条を第十九条とし、

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

(取引デジタルプラットフォームにおけるガス用品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方

法

第十六条 法第百三十七条第三項第二号の政令で定める方法は、 次の各号のいずれかの方法とする。

一競り

当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、 ガス用品の製造、 輸入又は販売の事

業を行う者が特定のガス用品の販売価格を設定し、当該ガス用品の販売価格により契約の相手方とな 費者等の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした一般消費者等を当該契約の相手方と 出」という。)を誘引し、一般消費者等から当該条件に適合する申出があつた場合には、 ることを条件として一般消費者等による契約の相手方となることの申出(以下この号において 他の 般消 申

決定する方法

別表第二中「第十六条」を「第十七条」に改める。

(電気用品安全法施行令の一部改正)

第三条 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第五条第一項」を「第九条第一項」に、 「第五条第二項」を「第九条第二項」に改め、 同条

を第十一条とする。

ら第四項まで」を、 第六条第一項中「及び第五条から第七条まで」を「、第五条及び第六条」に改め、 「届出事業者」の下に「 (法第三条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該 「次項」の下に「か

当する者を除く。)」を加え、 同条第二項中「及び第五条から第七条まで」を「、 第五条及び第六条」に

改め、 は、 同 く。)」を加え、 項を同条第六項とし、 その国内管理人の事務所、 「届出事業者」の下に「(法第三条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者を除 同条第四項中「者」の下に「(特定輸入事業者である届出事業者を除く。)」 同条第三項中 事業場、 「所在地」の下に「(特定輸入事業者である届出事業者にあつて 店舗又は倉庫の所在地)」 を加え、 同項を同条第五項とし、 を加え、 同条

3 所、 局 区分に属する電気用品 の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、 法第三条、 事業場、 第四条第二項、 店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。 の輸入の事業に係る国内管理人の事務所、 第五条及び第六条の規定に基づく経済産業大臣 事業場、 店舗 の権限であつて、 又は倉庫 当該国内管理人の が <u>ー</u>の 経 の届 済産業 事務 出

第二項の次に次の二項を加える。

4 内の る。 区分に属する電気用品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一 法第三条、 みに に関するものは、 あ る 第四条第二項、 届出事業者 その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとす (法第三条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者に限 第五条及び第六条の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、 の経済産業局 0 一の届出 管轄区域

第六条に次の一項を加える。

7 法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項の規定に基づく経済産業大臣の権

限であつて、 特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するものは、 当該国内管理 人の

事務所、 事業場、 店舗又は倉庫 の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。 ただし、 経済産業

大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第六条を第十条とし、第五条を第九条とする。

第四条第一項中 「第八条」を「第八条第一項から第三項まで」に、 「同条及び」を「同条第一項から第

三項まで並びに」に改め、 「第九条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条を第八条とする。

第三条第一項中 「業務に関する事項」の下に「(特定輸入事業者である届出事業者にあつては、 その国

内管理人に関する事項を含む。)」を加え、 同条に次の一項を加える。

3 法第四十五条第一項の規定により経済産業大臣が特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対

し報告をさせることができる事項は、 当該届出事業者の輸入に係る電気用品の検査記録の写しの内容そ

の他当該国内管理人の業務に関する事項並びに当該電気用品の型式、 数量、 製造又は保管若しくは販売

の場所、 検査記録の内容、 主たる販売先並びに当該電気用品の使用に伴い発生した危害及びその再発の

防止のために講じた措置に関する事項その他当該電気用品の輸入の業務に関する届出事業者の業務に関

する事項とする。

第三条を第七条とし、第二条の三を第六条とし、第二条の二を第五条とし、 第二条を第四条とし、 第

条の二を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(取引デジタルプラットフォームにおける電気用品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方

法

第三条 法第二条第三項第二号の政令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一競り

当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、 電気用品 の製造、 輸入又は販売の事

業を行う者が特定の電気用品 の販売価格を設定し、 当該電気用品 の販売価格により契約 の相手方とな

ることを条件として当該デジタルプラットフォームを利用する者による契約の相手方となることの申

出 申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした当該デジタルプラットフォームを利用する者 から当該条件に適合する申出があつた場合には、他の当該デジタルプラットフォームを利用する者の (以下この号において「申出」という。) を誘引し、当該デジタルプラットフォームを利用する者

を当該契約の相手方と決定する方法

別表第一 中 「第一条の二、第二条」を「第二条、 第四条」に改める。

液 化石 油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第四条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令 (昭和四十三年政令第十四号) 0)

一部を次のように改正する。

者を除く。)」 で」を、 第十四条第七項中「から第四十五条まで」を「、第四十四条」に改め、 「届出事業者」の下に「(法第四十一条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する を加え、 同条第八項中「から第四十五条まで」を「、 第四十四条」に改め、 「次項」の下に「から第十項ま 届 出 事業

者」

の下に「(法第四十一条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。)」

同条第十四項中「者」の下に「(特定輸入事業者である届出事業者を除く。)」を加え、

同項を同条

を加

え、

業所、 第十六項とし、 項中「行う場所」の下に「(特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人の事 液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所)」 同条中第十三項を第十五項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、 を加え、 同項を同条第十一項とし、 務所、 同条第九 営

同

条第八項

の次に次の二項を加える。

9 管理人の事 に関するものは、 づく経済産業大臣 法第四十一条、 務所又は営業所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出 当該国内管理人の事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとす 第四十二条第二項、 の権限であつて、 の届出区分に属する液化石油ガス器具等の輸入の 第四十三条、 第四十四条及び第四十六条第一項第 事 号の 業に係る国 規定に基 事 丙

る。

10 係る本店又は主たる事務所が一 づく経済産業大臣 に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。)に関するものは、 法第四十一条、 第四十二条第二項、 の権限であつて、 の経済産業局 一の届出区分に属する液化石油ガス器具等の製造又は 第四十三条、 の管轄区域内のみ 第四十四条及び第四十六条第一項第一号の規定に基 にある届 出事業者 その本店又は主たる事 (法第四十一条第四 輸入  $\mathcal{O}$ 事 業に 号

務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

第十四条に次の一項を加える。

17 法第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第八十三条の二第一項の規定に基づく経済産業大臣の権

限であつて、 特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するものは、 当該国内管理人の

事務所、 営業所、 液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所を管轄する経済産業局長が

行うものとする。 ただし、 経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第十四条を第十七条とし、 第十三条を第十六条とし、 第十二条を第十五条とし、 条の前の見出し

第十一

を削り、 同条を第十四条とし、同条の前に見出しとして「(関係行政機関への通報等)」を付する。

第十条第五項中「行う者」の下に「(届出事業者を除く。)」を加え、 (届出事業者にあつては、 型

式 」を削り、 同条中第七項を第九項とし、 第六項の次に次の二項を加える。

7 法第八十二条第一項の規定により、 経済産業大臣は、 届出事業者に対し、 その製造又は輸入に係る液

化 石油ガス器具等の型式、 数量、 製造又は保管若しくは販売の場所、 検査記録の内容、 主たる販売先並

びに当該液化石油ガス器具等の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関す

る事項その他当該液化石油ガス器具等の製造又は輸入の業務に関する事項(特定輸入事業者である届出

事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。)について報告をさせることができる。

8 法第八十二条第一項の規定により、 経済産業大臣は、特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人

に対し、 当該届出事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等の検査記録の写しの内容その他当該国内管理

人の業務に関する事項並びに当該液化石油ガス器具等の型式、 数量、 製造又は保管若しくは販売 の場

所、 検査記録 の内容、 主たる販売先並びに当該液化石油ガス器具等の使用に伴い発生した災害及びその

再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該液化石油ガス器具等の輸入の業務に関する届出

事業者の業務に関する事項について報告をさせることができる。

第十条を第十三条とし、 第九条の三を第十二条とし、第九条の二を第十一条とし、第五条から第九条ま

でを一条ずつ繰り下げる。

第四条の次に次の一条を加える。

(取引デジタルプラットフォームにおける液化石油ガス器具等の通信販売に係る売買契約の相手方を決

定する方法)

第五条 法第二条第九項第二号の政令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

申出 があつた場合には、他の一般消費者等の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした一般 販売価格により契約の相手方となることを条件として一般消費者等による契約の相手方となることの は販売の事業を行う者が特定の液化石油ガス器具等の販売価格を設定し、 当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、液化石油ガス器具等の製造、輸入又 (以下この号において「申出」という。) を誘引し、 一般消費者等から当該条件に適合する申出 当該液化石油ガス器具等の

消費者等を当該契約の相手方と決定する方法

別表第二中「第九条」を「第十条」に改める。

附 則

## (施行期日

日

第一条 (令和七年十二月二十五日) から施行する。 この政令は、 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律 ただし、次条第三項の規定は、 (以下「改正法」という。) 令和七年九月二十五日から の施行の

(消費生活用製品安全法施行令の一部改正に伴う経過措置)

改正法第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号。 第四項

において「旧消安法」という。) 第十三条の規定による表示を付された第一条の規定による改正前の消費

生活用製品安全法施行令別表第一第三号に掲げる特定製品であって同条の規定による改正後の消費生活用

製品安全法施行令 (次項及び第三項において「新消安法施行令」 という。)第三条に規定する子供用 特定

製品であるものについては、この政令の施行の日 (第三項において「施行日」という。)から一年三月間

は、 改正法第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法(次項及び第三項において「新消安法」と

第四条第二項の規定にかかわらず、これを販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

2 新消安法第四条第二項の規定は、この政令の施行前に製造され、又は輸入された新消安法施行令第三条

に規定する子供用特定製品のうち新消安法施行令別表第一第十三号に掲げる特定製品であるものについて

は、適用しない。

3 新消安法施行令別表第一第十三号に掲げる特定製品の製造又は輸入の事業を行おうとする者は、 施行日

前においても、 新消安法第六条の規定の例により主務大臣に届け出ることができる。この場合において、

その届出をした者は、 施行日において同条の規定による届出をしたものとみなす。

4 改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定によ

る。 )の規定による経済産業大臣 の権限の委任については、 なお従前の例による。

の消費生活用製品安全法施行令第十七条第三項及び第四項

(旧消安法第十条に係るものに限

る改正前

(ガス事業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正 法附則第三条第一 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二条の規定

による改正前のガス事業法施行令第二十条第四項の表第二十三号(改正法第二条の規定による改正 前のガ

ス事業法 (昭和二十九年法律第五十一号)第百四十四条に係るものに限る。)の規定による経済産業大臣

の権限の委任については、なお従前の例による。

(電気用品安全法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 改正 法附則第四条第一 項の規定によりなお従前 の例によることとされる場合における第三条の規定

による改正前の電気用品安全法施行令第六条第一項及び第二項(改正法第三条の規定による改正前 の電気

用品安全法 (昭和三十六年法律第二百三十四号)第七条に係るものに限る。)の規定による経済産業大臣

の権限の委任については、なお従前の例による。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 改正法附則第五条第一 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第四条の規定

による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第十四条第七項及び第八

項 (改正法第四条の規定による改正前 の液化石油 ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭 和

兀 十二年法律第百四十九号) 第四十五条に係るものに限る。)の規定による経済産業大臣 の権限の委任に

ついては、なお従前の例による。

政令の規定の整備を行う必要があるからである。

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴い、消費生活用製品安全法施行令その他の関係